

自動車整備業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11～12	钣金修理で入庫の車両右ドアのメッキパネルをカッターで剥がす作業をしていて、手元に力を入れ過ぎて滑り、左手小指を切ってしまった。	32～29	10
2	13～14	工場敷地内で薪ストーブの薪割りをしていた際、高速切断機に左手を引っ掛けてしまい、左手中指と左手薬指に損傷を負った。	31～9	1
7	14～15	工場内にて、車の修理作業中、ラジエーターファンの確認のため、スイッチを入れたところ、ファンがまわったところに右手指が触れてしまい受傷した。	51～29	10
7	11～12	自動車修理工場において、トラック荷台床材となる木材を切断加工中、木材を押さえていた左手の手袋が電動ノコギリ（携帯用丸鋸）の刃に巻き込まれ、左手を電動ノコギリで負傷した。	64～9	1
9	13～14	コンバインの刃を新しいものに取り替えるために、コンバインからカッターを外し地面に置いて、新しい刃をインパクトドライバーで締める際、その刃を左手で押さえていたが少し緩み左手の甲を切傷した。	70～29	10
9	9～10	自動車工場内で、お客様のトラックで使用しているETC車載器の取り外し作業中、車内運転席側の足元左側面に両面テープで固定されているETC車載器をスクレイパーではがそうとした際に、力が入りすぎETCが外れた後、支えていた左腕の手首をスクレイパーで損傷したものである。	49～9	1
		工場外の洗車場、排水溝の修繕作業中に、電動カッターを使いパイプを切断中、		10

10	13～ 14	誤って左手（詳細下記※）を切り付け、負傷した。 ※左手内側、人差し指第1関節を深く切傷し、13針縫合、左手人差し指と中指の爪に傷、左手外側、中指の第1・第2関節間に切傷。	70	～ 29
10	15～ 16	当社工場駐車場にて作業車両の助手席に取り付けてあるシートカバーの取り外し作業中、シート下部の取り付け金具を外すため、シートの下部と床の間に手を入れ作業したところ、奥の見えない場所にあった鋭利なシートの部品に左手親指付け根付近をひっかけ切創した。	68	～ 49
10	14～ 15	工場敷地内で3トントラックのリヤーパワーゲート上部を、電動カッターで切断作業中に切断部位が下がらないように右手でマイナスインドライバーを持ち切断部に差し込んでもらい、固定して切断していた時に切断面からカッターが左に弾かれ左側でドライバーを持っていた被災者の右手甲を負傷させた。	63	～ 9
12	9～10	工場内作業場にて、車検整備中、エンジンルームに置き忘れたウエスがエンジン回転中のベルトに絡まり、取り除こうとして左手の中指を受傷した。	58	～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html